



# JASRACシンポジウム

## カラオケ著作権管理30年

(2月9日 有楽町朝日ホール)

今からおよそ30年前、JASRACは、カラオケ歌唱による経営者の演奏権侵害を認めた判決を足がかりに、カラオケの演奏権管理を開始した。その後、JASRACは、生活衛生同業組合や全国カラオケ事業者協会等との協議を重ねつつ判例を積み重ね、今日の堅実なカラオケ管理に至っている。今回のシンポジウムでは、このカラオケ管理の30年を振り返ることで、JASRACの演奏権管理の本質に迫るため、講演とパネルディスカッションが行われた。当日は、320人以上が来場したほか、生配信した「ニコニコ生放送」でも延べ16,400人余が視聴した。

### 第1部 基調講演 「カラオケ著作権管理の30年と著作権法の地平の開拓」

田中 豊 氏

JASRAC顧問弁護士・慶應義塾大学法科大学院客員教授

#### ◆カラオケ管理の現状

カラオケの管理率は、1987年の管理開始当初は約30%であったが、2006年に90%に到達し、その後、90%台を維持している。徴収額は、2006年に160億円を超え、その後漸減するも、2015年は127億円と、この30年で約4倍となっている。

#### ◆著作権法判例の形成

カラオケ管理の進展を支えたのは、著作権法に関する判例形成によるところが大きい。

カラオケの普及以前に、社交飲食店における音楽の生演奏について、当該店舗の経営者がその演奏の主体と判断した1960年の「中部観光事件」が、社交場における音楽著作物の利用をめぐる最初の事件である。

それから28年後、1988年の「クラブ・キャッツアイ事件」で最高裁は、社交飲食店におけるカラオケ伴奏による客の歌唱について、当該店舗の経営者がその演奏の主体であると判断した。これは、基本的には「中部観光事件」と同じ判断であり、その後、多数の下級審の判決、裁判例の積み重ねがある。

このように、客の歌唱に対する社交飲食店経営者による管理・支配という観点と、客の歌唱による社交飲食店経営者への営業上の利益の帰属を考慮し、歌唱の主体を社交飲食店経営者と見るべきとする判断を「規範的利用主体論」といい、学説上は「カラオケ法理」とも呼ばれている。

その後、2011年の「ロクラクⅡ事件」における最高裁判決の補足意見で、この規範的利用主体論は、民法理論としては一般的なものであることが示された。

#### ◆カラオケ事業者の責任

カラオケ装置のリース事業者(以下、カラオケ事業者)の責任について判断したのが、1997年の「魅留来事件」である。この事件で大阪高裁は、カラオケ事業者が、リース先の社交飲食店で著作権侵害行為が継続していることを認識・認容しながらカラオケ機器をリースし続けていたことについて、事業者の共同不法行為が成立すると判断した。

また、2001年の「ビデオメイツ事件」で最高裁は、カラオケ事業者が果たすべき注意義務の内容についても明確に判示している。



#### ◆侵害に弱い権利の実効性確保

社交飲食店やカラオケボックスなど、基本的にカラオケは密室で行われるため、カラオケの著作権は侵害に弱い権利と言える。その実効性を確保するためには、裁判制度を活用することが透明性の高い方法である。

また、利用者にとっても、著作物の利用の際の適法な仕組みが確立されることは非常に重要である。カラオケの著作権において、カラオケ事業者と協力しながら、一体型申込書という方式を生み出したように、権利者、関係者、利用者が共働することにより、適法なビジネスモデルを構築することが最も重要である。

## 第2部 パネルディスカッション 「カラオケ著作権管理30年」

[コーディネーター]

砂川 浩慶 氏 (立教大学社会学部メディア社会学科 教授)

[パネリスト]

片岡 史朗 氏 (全国カラオケ事業者協会 専務理事)

町田 宏之 氏 (全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 理事)

もず 唱平 氏 (作詞家・JASRAC正会員) [五十音順]

浅石 道夫 (JASRAC理事長)



### ■カラオケ著作権管理の現状

はじめに砂川氏が、JASRACのカラオケ演奏権の管理状況を紹介。管理率・契約件数・徴収額すべてが、1987年の管理開始当初と比較して大幅に伸びていることを概観した。



砂川浩慶氏

### ■カラオケ管理開始前夜

JASRACがカラオケ管理を開始する前の状況について、全国カラオケ事業者協会専務理事の片岡氏が、1970年頃のカラオケ機器誕生から、ビデオカラオケ、カラオケボックスの出現など、世の中にカラオケが普及していった1980年代までの流れを、機器の技術革新も交えながら説明した。



片岡史朗氏

作詞家のもず氏は、当時の状況について、「カラオケで歌われて、ありがたいと思う反面、歌われることでレコード・CDの販売数が下がるという危機感を持った時期もあった」と、創作者の立場から率直な感想を述べた。



もず唱平氏

### ■全国環境衛生同業組合中央会との話し合い

浅石理事長と全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会理事の町田氏が、カラオケの管理開始にあたってJASRACと協議し、合意に至った経緯を語った。

町田氏は「組合員からは、お前はJASRACの手先か、と言われたりもした。それでも、どなたかがお作りになった曲を使って商売をするのだから、対価を払うのが当たり前



町田宏之氏

じゃないかと、地道に時間をかけて説得した」と、当時を振り返った。

### ■カラオケ事業者との話し合い

カラオケ管理開始後の1994年10月に設立された全国カラオケ事業者協会とJASRACとの話し合いについて、片岡氏は「2年半にわたり平行線だったが、リース先のお店が無許諾になり、法的措置の対象となるわけにはいかないので、文化庁の仲介もあり、JASRACとカラオケ利用の適正化に関する協定を結んだ」と語り、協定締結後は、カラオケのリース申込書とJASRACの申込書がセットとなった一体型契約申込書の導入や、カラオケ著作権講習会の開催により、カラオケ事業者からカラオケに関する著作権のスペシャリストを育成している現状を紹介した。

浅石理事長は、「JASRACはカラオケ管理で、初めて膨大な数のお店にあたった。その管理がうまくいったからこそ、今日のサブスクリプションサービス等の管理がある。もしカラオケ管理がうまくいっていなければ、今のJASRACはなかった」と協力団体に対して謝意を述べたほか、もず氏は、「CDをはじめとするパッケージソフトの売上げの落ち込みが大きい今、カラオケ業界はもっと盛り上がりてもらいたい」とカラオケ産業に対する期待を述べた。



浅石理事長

### ■今日のJASRACの演奏権管理

浅石理事長は、「カラオケ管理は30年前から始まったが、管理に際しては、時には強い言葉を使うようなことも、実際にはあった。カラオケ管理を見れば、これからの演奏権管理の未来も見えてくる。営利事業で音楽を使う場合、権利者に対する対価還元が必要で、これはどの業界でも同じ」と述べ、JASRACの演奏権管理に対する理解を求めた。